

伊丹市人権教育・啓発白書

令和 5(2023)年度事業内容

(案)

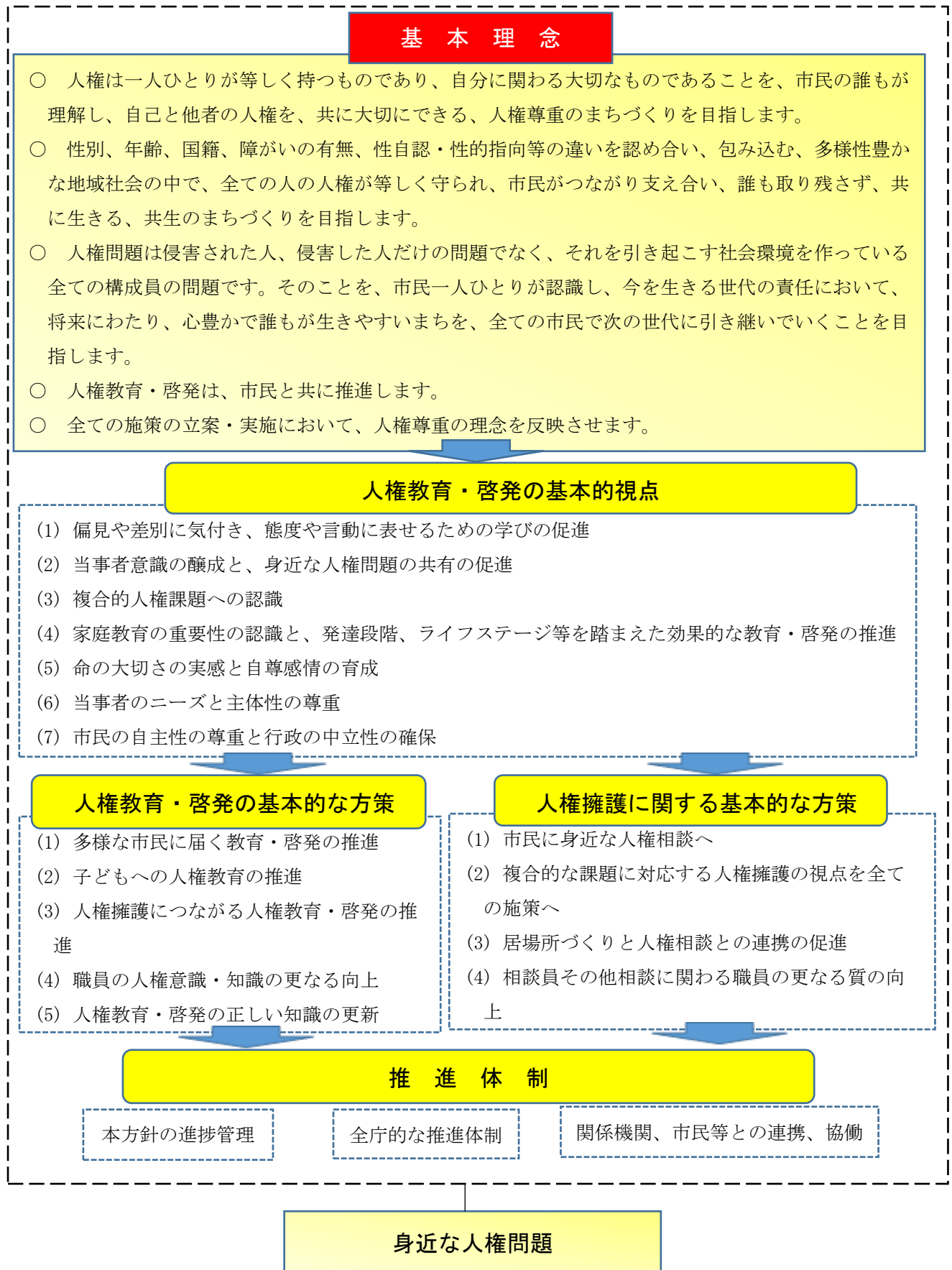
令和 6(2024)年●月

伊丹市

目 次

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系.....	1
はじめに.....	2
令和5（2023）年度に実施した人権教育・啓発.....	4
1. 人権全般.....	4
2. 身近な人権問題.....	17
（1）女性の人権.....	17
（2）子どもの人権.....	21
（3）高齢者の人権.....	35
（4）障がいのある人の人権.....	40
（5）同和問題.....	45
（6）外国人の人権.....	50
（7）インターネットによる人権侵害.....	55
（8）性的指向・性自認に関する人権侵害.....	57
（9）感染症に関する人権侵害.....	60
（10）その他様々な人権.....	62

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系(令和4(2022)年)



はじめに

本市では、令和4(2022)年6月に伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を改訂しました。基本方針は、本市の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進するもので、基本方針に掲げる施策・事業については、毎年度、その成果や課題を検証することとしています。

本書は、基本方針に基づく年次報告書で、基本方針の定める人権教育・啓発の基本的視点を持って、「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に基づき、令和5(2023)年度に講じた人権教育・啓発に関する施策についてとりまとめています。主な取組は、令和5(2023)年度行政評価の評価対象となっているものを中心として、特に人権教育・啓発に関わりのある事務事業を取り上げています。令和5(2023)年度進捗状況の概要は、4ページ以降のとおりです。

様式の概要

人権施策の取組について、PDCAサイクルを着実に推進していくために、「主な取組」、「成果と課題」、「課題を踏まえたR6(2024)年度の取組」を掲載し、PDCAが明確となるようにしました。

また、基本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に該当する項目番号を記載しております(下図参照)。

(様式例)

主な項目ごとに総評を記載

令和6(2024)年度の所管課名を記載
第6次伊丹市総合計画に該当する実施施策・事務事業を記載

PDCAサイクルを着実に推進していくために、「主な取組」「成果及び課題」「課題を踏まえたR6(2024)年度の取組」を記載
なお、「主な取組」では、事業の目的を前段に記載した上で、取組内容を記載

基本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に該当する号を記載
(次ページに、各方策の項目名を記載)

1. 人権全般

本市の人権尊重のまちづくりをより一層推進するため、「伊丹市人権教育・啓発白書」の事業内容等を具体的に記載するよう改善し、伊丹市人権教育・啓発推進会議及び伊丹市人権教育・啓発推進本部にて意見を聴取するなど、着実にPDCAサイクルが実施できるようにしました。また、本市が作成した様々な人権啓発資料を一覧にまとめた「人権啓発資料のお知らせ」を新たに作成し、学校や人権イベント等で配布するなど、様々な手法や機会を通じて広く市民に活用してもらえよう啓発しました。
人権作文・ポスターについては、「人権週間記念作文集」をデータ化し学校へ配布、タブレットを通して児童生徒へ配信するなど、学習・研修資料として活用しました。

① 差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえたR6(2024)年度の取組
明るく住みよいまちづくりを推進するために、以下の取組を実施。 ・入賞した児童生徒の人権作文の朗読及び表彰に加え、ヤングケアラーに関する記念講演を実施。「演題：ヤングケアラーの現状と必要な支援、講師：濱島淑恵(大阪公立大学大学院准教授)」参加者数141人。	〈成果〉 人権作文の朗読や講演会を通して、自分と相手を認め合うことの大切さやヤングケアラーの現状について広く市民に啓発することができた。 〈課題〉 差別を許さない都市宣言の認知を更に市民に広げるとともに、様々な人権問題について学ぶ機会としての啓発活動が必要である。	差別を許さない都市宣言の市民認知を更に広げるとともに、多くの市民の参加が得られるよう、様々な人権問題について周知・啓発を行っていく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

※参考

各表の下段には、基本方針の定める「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」の内、該当する項目番号を表記しています。

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針（令和4（2022）年6月）に定める基本的な方策

人権教育・啓発の基本的な方策

- (1) 多様な市民に届く教育・啓発の推進
- (2) 子どもへの人権教育の推進
- (3) 人権擁護につながる人権教育・啓発の推進
- (4) 職員の人権意識・知識の更なる向上
- (5) 人権教育・啓発の正しい知識の更新

人権擁護に関する基本的な方策

- (1) 市民に身近な人権相談へ
- (2) 複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ
- (3) 居場所づくりと人権相談との連携の促進
- (4) 相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

令和5(2023)年度に実施した人権教育・啓発

本市における人権教育・啓発は、同和・人権・平和課や人権啓発センター、教育委員会事務局人権教育室を中心とし、それぞれの他の部局においてもその所掌事務と関連した人権に関わる各種の教育・啓発活動を行っています。また、人権擁護委員や伊丹市人権・同和教育研究協議会等の市民団体の参画や協働を得て、人権に関わる様々な活動を展開しています。

1. 人権全般

本市の人権尊重のまちづくりをより一層推進するため、「伊丹市人権教育・啓発白書」の事業内容等を具体的に記載するよう改善し、伊丹市人権教育・啓発推進会議及び伊丹市人権教育・啓発推進本部にて意見を聴取するなど、着実にPDCA サイクルが実施できるようにしました。また、本市が作成した様々な人権啓発資料を一覧にまとめた「人権啓発資料のお知らせ」を新たに作成し、学校や人権イベント等で配布するなど、様々な手法や機会を通じて広く市民に活用してもらえるよう啓発しました。

人権作文・ポスターについては、「人権週間記念作文集」をデータ化し学校へ配布、タブレットを通して児童生徒へ配信するなど、学習・研修資料として活用しました。

① 差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
明るく住みよいまちづくりを推進するために、以下の取組を実施。 ・入賞した児童生徒の人権作文の朗読及び表彰に加え、ヤングケアラーに関する記念講演を実施。「演題：ヤングケアラーの現状と必要な支援、講師：濱島淑恵(大阪公立大学大学院准教授)」参加者数141人。	(成果) 人権作文の朗読や講演会を通して、自分と相手を認め合うことの大切さやヤングケアラーの現状について広く市民に啓発することができた。 (課題) 差別を許さない都市宣言の認知を更に市民に広げるとともに、様々な人権問題について学ぶ機会としての啓発活動が必要である。	差別を許さない都市宣言の市民認知を更に広げるとともに、多くの市民の参加が得られるよう、様々な人権問題について周知・啓発を行っていく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

② 第19回人権フェスティバル

所管課	同和・人権・平和課/人権啓発センター/人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
同和問題をはじめとする様々な人権問題を身近な問題として捉えることができるよう、市民に広く啓発するため、以下の取組を実施。 ・第19回人権フェスティバルを「歴史を学ぶ 今を知る 未来につなぐ」のテーマで開催。 ・同和問題の現状や課題についての人権講演会「演題：部落差別の現在－差別撤廃への展望、講師：内田龍史（関西大学社会学部教授）」を実施。参加者数 152 人。 ・市民団体や人権啓発センター等によるパネルや各種資料を展示（10月1～10日）。参加者数 139 人。	（成果） 同和問題に関する講演会において、講師と参加者の意見交換、情報共有を行ったほか、展示発表では各参加団体の日常の成果だけではなく、団体の設立趣旨や歴史についても紹介し、市民への理解を深めることができた。 （課題） 多くの市民が様々な人権についての学習や意見交換を通して、差別解消への認識を深めることができるよう、気軽に参加できる事業の開催方法や幅広い周知方法が課題である。	市民が集い、人権について学び、語り合える啓発事業となるよう、実行委員会と連携し実施する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

③ 人権啓発標語

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、豊かな人権感覚を身につけた	（成果） 人権啓発標語の応募を通して、人権問題を自分のこ	広報やホームページにおいて、市民への募集を広く呼びかけていく。

めに、以下の取組を実施。 ・様々な人権問題について、市民への人権意識・啓発を高める人権啓発標語の募集。応募数 1,457 件	ととして捉え、多様性を認め自他ともに尊重する機会を提供することができた。 (課題) あらゆる機会を通して、市民や企業への募集を広げ、より多くの市民への啓発・周知が必要である。	また、企業・団体等に呼びかけ、啓発をしていく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

④ 人権作文・ポスター

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけるために、以下の取組を実施。 ・小・中学生が人権に関わる作文やポスターの表現活動に取り組む機会とし、人権作文・ポスターを募集。 作文応募数 4,978 件 ポスター応募数 661 件 ・入選作品については「人権週間記念作文集」をデータ化し学校へ配布。一人一台配付しているタブレットを通して、児童生徒へ配信する等、学習・研修資料として活用。 ・人権週間に合わせ、人権ポスター、人権啓発標語入賞作品展をことば蔵ギャ	(成果) 人権作文やポスターの表現活動に取り組むことで、自分自身と向き合うことや人権尊重の重要性や多様性を認め合い、理解を深め、豊かな人権感覚を身に着ける機会の提供とすることができた。 (課題) 児童生徒に周知と啓発を図っていくとともに、市民の人権意識を高めていく必要がある。	データ化による活用手法の現状を把握し、教職員や児童生徒へ活用の周知に加え、多数の児童生徒に応募してもらえよう働きかけるとともに、市民に対しては、ホームページに人権作文や人権啓発標語を掲載することで、人権意識を高めていく。また、「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」への参加を促す取組や人権週間に入選作品を展示し、周知や啓発を行っていく。

ラリーにて展示(12月5日～14日)。		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

⑤ 人権教育指導員

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
幼児期の教育、学校教育並びに家庭・地域・社会教育において、人権教育・啓発の推進と人権尊重の意識の高揚を図るための指導助言にあたるため、以下の取組を実施。 ・就学前教育、学校教育の教職員研修会や児童生徒への学習会、及び企業等の研修会に、人権教育指導員を講師として派遣。 派遣回数 75 回。	(成果) 様々な人権、新たな人権問題に対しての研修会や講演会を実施し、各年代において人権意識を高めていくことができた。 (課題) 企業や市民からの派遣依頼が少なかったため、様々な機会を通して、派遣制度を活用してもらえよう周知をしていく必要がある。	「人権教育指導員派遣のしおり」を研修会等で配布したりホームページや広報伊丹を活用し、周知したりするとともに、学校・地域・企業・団体・市民などに呼びかけ、指導員の派遣事業を広げ推進していく。また、人権啓発推進委員から各地域への周知を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

⑥ 人権啓発推進委員

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
地域における様々な人権問題の啓発を推進するため、以下の取組を実施。 ・地域において、研修会の企画および開催。開催回数 3	(成果) 人権啓発推進委員の研修会を開催し、様々な人権問題を学ぶ機会を提供することができた。	各地域の人権啓発に関する研修会への支援体制を整えていく。 様々な人権問題を理解・啓発していくために

回 人権啓発推進委員への研 修会の開催。開催回数 5 回。	(課題) 人権啓発に関して、各地 域における研修会の開催に ついて、地域の現状を踏ま えた内容・企画の工夫が必 要である。	人権啓発推進委員の研 修会内容を工夫し、開催 していく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

⑦ 視聴覚教材の貸出

所管課	人権啓発センター/人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業 271030 人権啓発センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
市民等が人権を知る・学 ぶための資料提供を目的と して、以下の取組を実施。 ・視聴覚機器の貸出。 貸出回数 3 件。 ・視聴覚教材の貸出 学校・家庭・地域・職場等 での自主的な人権学習の 教材として、啓発ビデオ・ DVD の貸出。 (人権啓発センター) 利用件数 29 件。 (人権教育室) 利用件数 99 件。 ・「インターネットによる誹 謗中傷や同和問題」、「マ イクロアグレッション (無意識の偏見・差別に よって相手を傷つけてし まうこと)」「部落差別と ハンセン病」に関する教 材を新規購入し、ライブ ラリーを充実。	(成果) 企業の人権、同和問題、性 的マイノリティに関する教 材利用が全体の約半数を占 めており、多くの学校・行 政・団体・市民が当ライブラ リーを活用し、様々な人権 問題について学習すること ができた。 (課題) 様々な人権問題に対応し た教材の収集を行うととも に、あらゆる機会を通して、 貸出事業(ライブラリー)の 更なる周知を行う必要があ る。	市民・企業・各団体が 幅広く人権学習ができ るよう、教材の充実とラ イブラリーの存在を PR し、家庭や地域等での自 主的な人権学習の機会 を提供し、利用者の増加 を図っていく。

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策	
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)
人権擁護に関する基本的な方策	—

⑧ 平和推進事業

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291050 平和啓発事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
平和の尊さを伝えるため、以下の取組を実施。 ・パネル展、講演会、映画会、カリヨンコンサートなど、多様な平和事業を開催。延べ参加者数等 2,254 人(通年)。 ・夏の平和事業を取りまとめた、リーフレット「平和を考える夏」を児童生徒に情報提供したほか、公共施設等に配布(7月)。 ・「広報伊丹」への市民の戦争体験の記事を掲載(8月)。 ・弾道ミサイル発射に対する抗議文の発送。 ・ロシアのウクライナ侵攻を受け、カリヨンライトアップを実施。	(成果) 多様な方法で平和事業を開催し、市民に平和の大切さを啓発することができた。 (課題) 次世代への平和意識の継承が課題である。	多様な方法で平和啓発を行うとともに、実施形態や PR 方法などの検討を行い、若い世代に平和の大切さを継承できるよう取り組んでいく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	図書館
実施施策	262 図書館サービスの充実
事務事業	262013 図書館本館・西分室管理運営事業 262020 図書館南分館管理運営事業 262030 図書館北分館管理運営事業 262040 図書館神津分館管理運営事業

R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
平和の尊さを伝えるため、以下の取組を実施。 ・戦争や平和に関する図書展示(4回)。 ・平和に関する絵本のおはなし会(3回、19人参加)。 ・戦争に関するDVD上映(1回、22人参加)。	(成果) 毎年の恒例行事として、次世代を担う子どもたちを中心に平和の尊さを伝えることができた。 (課題) より多くの人に参加いただけるような取り組みが必要である。	平和啓発を進め、市民認知を広げるべく引き続き事業を推進する。多くの市民に参加いただける事業となるよう実施形態やPR方法などの検討を行い、引き続き平和の尊さを伝えていく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	公民館	
実施施策	261 多様な学習機会の提供	
事務事業	261050 講座等生涯学習活動支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
平和の大切さの意識向上を図るため、以下の取組を実施。 【テーマ；ウクライナ危機から戦争と平和を考える】 ・調理実習「伊丹産ビーツでつくるウクライナ料理」(7月)21人参加。 ・平和講演会「現代史再考ーウクライナの戦争を手がかりに」(7月)31人参加、「ナチスの大衆動員とユダヤ人迫害」(7月)28人参加、「ウクライナは今ー文化からみるウクライナとロシア」(8月)25人参加。 ・平和映画会「独裁者」(7月)39人参加、「あの日の声を探して」(7月)34人参加、	(成果) 文化や現代史の視点からウクライナ危機を見ることで、戦争と平和について考えることができた。 (課題) タイムリーな世界情勢をテーマにしながら、「なぜ戦争が起こるのか」「どうすれば平和を維持できるのか」といった戦争と平和の関係性の根本を学び、今一度平和の尊さについて考える必要がある。	パレスチナ・ガザ地区の紛争をテーマにした展示や講演会等を実施する。

「奇跡の教室～受け継ぐ者たちへ」(8月)32人参加。 ・平和写真展「渋谷敦志写真展『ウクライナ 戦禍を生きる』」(7月-8月)1,128人参加。		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

⑨ 人権相談

所管課	同和・人権・平和課/人権啓発センター/市民相談課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業 271050 人権擁護・相談支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
人権に関する様々な相談に対応するため、以下の取組を実施。 ・人権センター窓口・電話において、市民からの様々な生活相談、人権相談に対応。行政サービスや制度等の情報提供を行い、必要に応じて関係部局・機関と連携して、問題解消に向けた支援を実施。相談件数 108 件。 ・人権擁護委員による人権相談を予約制(月 2 回)で実施(場所は人権啓発センター、市民相談課)。延べ相談件数 2 件。 ・人権擁護委員による特設人権相談(6、12 月、延べ相談件数 2 件)では市主催の人権啓発パネル展と同時開催し、中心市街地で	(成果) 人権相談と人権啓発パネル展を同時開催するなど様々な手法を通じて啓発し、人権相談が市民にとって身近な相談窓口となるよう意識づくりをすることができた 市民からの相談に対し、適切な情報提供と関連部局等との連携を行い、支援することができた。 (課題) 複合的な相談に対応するため、様々な人権問題についての知識や情報を更新していく必要がある。 市民に身近な相談窓口として啓発していく必要がある。	複合的な相談に対応するため、研修会に参加するとともに、人権や福祉・税金などの行政情報を把握し、職員の相談対応能力の向上を図りながら、市民が安心して気軽に相談できる窓口をめざす。 人権に関するイベントなどと連携した特設相談窓口を実施するなど、市民に身近な相談窓口として広く市民に啓発していく。

あることば蔵で実施したほか、子どもの人権110番などを市広報で周知啓発。 ・人権擁護委員と連携して、啓発マグネットシートを市公用車に貼付。 ・市内公共施設にカードスタンドを設置。		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

⑩ 全庁的な推進体制

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271010 人権施策推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
全庁的な体制で「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進を図るため、以下の取組を実施。 ・「伊丹市人権教育・啓発白書」では、事業内容等を具体的に記載するなどの改善を行い、伊丹市人権教育・啓発推進会議及び伊丹市人権教育・啓発推進本部にて意見を聴取し、作成(8月)。 ・「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」及び「伊丹市人権教育・啓発白書」を用いて新任職員研修を実施(4月)。 ・人権啓発冊子「人権ってなあに？」を一部改訂し、人権イベント等で配布(通年)。	(成果) 本市における人権教育・啓発の着実な推進を図るため、「人権教育・啓発白書」の事業内容等を具体的に記載することで次年度の人権教育・啓発に活かすことができた。 本市の人権尊重のまちづくりを一層推進するために、「人権啓発資料のお知らせ」を新たに作成し、市民・職員が人権を身近に感じることができるよう周知し、人権意識の向上を図ることができた。 (課題) 関係所管課と事業の調整や課題の共有を行い、更なる連携を図っていく必要がある。	「人権教育・啓発白書」の事業内容等について、人権教育・啓発の基本的視点を持って、より具体的に記載するなどの改善を図り、事業を実施していくことができるよう、関係所管課と連携していく。

・様々な人権啓発資料を一覧にまとめた「人権啓発資料のお知らせ」を作成し、学校や人権イベント等で配布(10月)。 ・市内で発生した差別事象に対応(差別発言2件、差別張り紙1件)		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	研修厚生課	
実施施策	632 人材育成	
事務事業	632020 職員研修事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
市職員の人権意識・知識の向上のため、以下の取組を実施。 ・新規採用職員対象の人権研修(同和・人権・平和課主査を講師とし、伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針をもとに、人権とは何かを様々な視点から学ぶ)を実施(4月)。参加者数各42名。 ・新任主査対象の人権研修(伊丹市人権・同和教育研究協議会全体研修会に参加し、島崎藤村「破戒」を視聴)を実施(8月)。新任主査参加者数55人。	(成果) 新規採用職員及び新任主査級職員の人権意識・知識の向上を図ることができた。 (課題) 他部局や関係機関と連携し、実施内容や方法をどのように設定するか検討が必要である。	他部局や関係機関と連携しながら内容や実施方法を調整し、職員の人権意識・知識の向上を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	学校教育課
実施施策	244 教職員の資質向上

事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
教職員の人権意識・知識などの資質向上のため、以下の取組を実施。 ・各小中特別支援学校人権教育担当者と総合教育センター合同開催の人権教育研修会「演題：ヤングケアラーの現状と学校、講師：斎藤真緒」の実施(8月)。 ・各中学校ブロック別人権研修会の実施。 ・東中ブロック：研修会(情報モラル、障がい)、授業公開(情報モラル、性の多様性)。 ・西中ブロック：研修会(情報モラル、多文化共生、障がい、)。 ・南中ブロック：研修会(部落差別、仲間づくり、性教育)授業公開(様々な人権について)。 ・北中ブロック：研修会(子どもの人権、多文化共生、男女共生)。 ・天中ブロック：研修会(性の多様性、情報モラル)授業公開(仲間づくり)。 ・松中ブロック：研修会(生命の大切さ、障がい)授業参観(様々な人権)。 ・荒中ブロック：研修会(障がい、情報モラル、多文化共生)授業公開(多文化共生)。 ・笹中ブロック：研修会(平和学習、部落問題、児童理	(成果) 中学校ブロック別人権研修会においては、各小中学校の状況に応じた研修内容を主体的に設定・実施し、人権意識・知識の向上を図ることができた。 (課題) 様々な人権問題について研修を進めることができるように、今後も関係課等で連携する必要がある。	引き続き関係課等と連携しながら、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進につながる研修を実施する。

解、仲間づくり、) 授業公開 (仲間づくり、情報モラル)。		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	幼児教育推進課	
実施施策	244 教職員の資質向上	
事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
教職員の人権意識・知識などの資質向上のため、以下の取組を実施。 ・同和・人権問題に対する正しい理解を広げるため、以下の取組を実施。 ・伊丹市人権・同和教育研究協議会就学前教育部会の全体研修会を5月に実施。 ・公立認定こども園、公立幼稚園および公立保育所(園)において、部落差別問題や子どもの人権等について学び、自らを振り返り、人権意識の見直しのため、ブロック研修会及び職場人権研修を実施。	(成果) 各園所で DVD や書面を活用して、また対面での研修を実施し、人権意識・知識の向上を図ることができた。 (課題) 研修での学びを、人権を大事にする教育・保育実践につなげられるような、各施設における担当者のファシリテーションスキルの育成が課題である。	伊丹市人権・同和教育研究協議会就学前教育部会各ブロックにおいて、ブロック長を中心に効果的な研修方法や題材などについて情報交換を行う。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

⑪ 人権啓発センターの取組

所管課	人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組

市民の人権意識を高めるため、以下の取組を実施。 ・あらゆる世代を対象とした、地域の人権啓発の拠点として各種事業を実施。 ・人権文化市民講座・啓発事業（人権フェスティバル・人権啓発パネル展、人権啓発映画&講演会）。参加人数 470 人。 ・人権文化啓発等委託事業（高齢者給食サービス、人権生活相談、伝統文化継承事業等）。参加人数 523 人。 ・児童館事業（ひだまりひろば〔未就学児〕、ニコニコ広場〔小学生〕、ワイワイ広場〔中学生〕）。参加人数 35,232 人。	（成果） 部落差別、無戸籍者などの人権問題について、市民団体等と連携しながら、より効果的に学び、意見交換・交流する場を提供し、市民の人権意識向上を図ることができた。 （課題） 来館者がいつでも人権学習できる手法として、地域の人権の歴史を学べる常設パネルを設置したが、これを広く市民に PR し、センター利用者を増やす方を検討する必要がある。	時代の流れに沿った人権問題に焦点を当てた事業の実施や、来館者が人権の歴史等を学べる常設展示コーナーについて、市民団体等と協働して更なる充実および PR を行い、利用者増を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

2. 身近な人権問題

(1) 女性の人権

固定的性別役割分担意識の解消をはじめとする男女共同参画を推進していくため、拠点施設である男女共同参画センターの多様な事業の実施や、市内の高等学校の生徒に対しキャリア教育講演会の実施など、様々な手法や機会を通じて、啓発しました。

学校では児童生徒に対して、日常生活に潜む固定的な男女のあり方に気付くことができる男女共生教育を推進しました。

DVの防止等については、DV被害者に寄り添った支援や、DV被害者支援をテーマとした研修会の実施、DV被害者のためのグループカウンセリングを行いました。啓発事業においては、市内の高等学校の生徒に対してデートDV講演会を実施するなど、人権教育・啓発及び人権擁護に取り組みました。

所管課	男女共同参画課	
実施施策	281 男女共同参画の推進	
事務事業	281013 男女共同参画施策推進事業 281020 男女共同参画啓発事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
固定的性別役割分担意識の解消をはじめとする男女共同参画を推進していくため、以下の取組を実施。 - 働いている女性に係る経済分野におけるジェンダーの諸問題を知り、女性がキャリアを形成していくために、市内の高等学校の生徒へキャリア教育を実施。 - 市内事業所である石崎プレス工業株式会社を男女共同参画推進事業所として表彰。 - 市内の事業者と伊丹市男女共同参画推進ネットワーク事業により、ワークショップを4回実施。また、事業所向けに「多様な人材が活躍できる心理的安全性の高い職場づくり	(成果) 幅広く市民、事業者に向けて、啓発事業を実施し、男女共同参画社会の形成を推進することができた。 (課題) 幅広い年齢層の市民、事業者に向けて、啓発事業を実施したが、事業者向けの啓発事業について、対象者の拡大が課題である。	事業者向けの男女共同参画についての啓発を推進するために、啓発資料の作成・配布を通じて、より広く事業者向けの啓発事業を実施していく。

のコツ」をテーマに講演会を実施。参加者数 14 人。		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)	

所管課	男女共同参画課	
実施施策	281 男女共同参画の推進	
事務事業	281030 男女共同参画センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
幼少期から大人まで、あらゆる年代に対して男女共同参画を啓発するため、以下の取組を実施。 ・男女共同参画センターこころを拠点として、男女共同参画の推進や女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力の防止、女性のための就労支援、心と身体の健康等をテーマに各種事業を実施。 ・男女共同参画センターにおいて女性を対象とした以下の各種相談を実施。 電話相談 164 件。 法律相談 37 件。 カウンセリング 250 件。 就労支援相談 26 件。 チャレンジ相談 34 件。	(成果) 男女共同参画センターの各種事業の実施により、着実に利用者が増えている。また、市民交流事業の継続的な実施により、男女共同参画センターの拠点施設としての機能が定着しつつあり、本市の男女共同参画を推進することができた。 (課題) 利用者が増えているものの更なる利用促進に向けた啓発事業や相談事業の充実や利便性の向上を図る必要性がある。	男女共同参画センターの指定管理者と定期的に打ち合わせを行い、利用者の声に耳を傾けながら時勢を捉えた啓発事業や情報発信になるように協議していく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)	

所管課	男女共同参画課	
実施施策	282 DV 防止対策の推進	
事務事業	282010 DV 対策事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組

DV の防止と被害者の早期発見など、DV 防止の啓発のため、以下の取組を実施。 ・配偶者暴力支援センターによる被害者支援を実施（相談件数 1,043 件、内 DV 相談 966 件）。 ・県立阪神昆陽高等学校の生徒に対するデート DV 講演会を実施。「演題：対等な関係をつくろう ～デート DV を防止するために、講師：ウィメンズネット・こうべ」参加者数 202 人。 ・被害者支援に関わる職員に対する DV 防止セミナーとして、DV 加害者をテーマとした研修を実施。「DV 被害者に対する対応について～修復的正義の視点から～」参加者数 47 人。 ・女性への暴力をなくす週間（11.12～11.25）にパネル展等の啓発事業の実施。 ・自助グループ育成のための連続講座及びグループカウンセリングを実施。参加者数 21 人。	（成果） 専門的な知識をもつ相談員による助言や同行支援を実施し、安全かつ安心に相談できる体制のもと、被害者に寄り添った支援を実施することができた。 若年層向けのデート DV 講演会、DV 施策等関係課に対する専門的な研修、一般市民向けのパネル展、DV 被害者のためのグループカウンセリング等、様々な対象に向けて啓発事業等を実施し、DV を許さない社会づくりを推進することができた。 （課題） DV を家庭内の問題と捉える傾向や、その背景にある固定的性別役割分担意識が依然として残っている。また、自助グループについては、立ち上げまでには至らなかった。	市民一人ひとりの人権意識を高め、DV をはじめ様々な暴力を許さないという意識を持つことが出来るよう粘り強く啓発に取り組む。 時期の見直しや手法を工夫し、自助グループの育成支援に取り組む。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	学校教育課	
実施施策	244 教職員の資質向上	
事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
男女共生教育の推進のため	(成果)	男女の人権を尊重す

め、以下の取組を実施。 ・「男女共生教育ハンドブック」「男女共同参画の視点から考える表現ガイドライン」の活用等を含む、人権教育担当者会の実施（5月）。 ・性別にとらわれない考え方について確認することを含むキャリア教育担当者会の実施（7月）。 ・毎日の生活に何気なく組み込まれている男女のあり方に気付くことができるような男女共生教育の推進（通年）。	小・中学校の人権教育担当者会にて、年度当初に男女共生に関する資料の確認を行うことや、キャリア教育担当者会にて、性別にとらわれない考え方について確認し、取組を進めていくことについて共通理解することができた。 （課題） 今後も性別にとらわれることなく、一人ひとりが力を発揮できるよう、継続して男女共生の視点に立った教育に取り組む必要がある。	る、男女共生の視点に立った教育を今後も継続して推進していくとともに、人権教育担当者会やキャリア教育担当者会等の教職員への研修の継続と保護者への啓発に努める。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

(2) 子どもの人権

子どもの発達段階に応じた人権教育を通じて、子どもの権利の趣旨を踏まえた学習の実施や、いじめ防止フォーラムの実施、子どもの権利条約の冊子の配布など、子ども自身が権利や義務について主体的に考え学ぶことができるよう取り組みました。

また、子ども家庭総合支援拠点事業や、子どもと保護者の悩み相談事業などの問題を抱える児童生徒とその保護者の相談支援窓口事業など、様々な手法や機会を通じて広く啓発し、相談者に寄り添った支援を行い人権擁護に取り組みました。

所管課	学校教育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241180 伊丹市生徒会活性化推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
子どもの権利に関する教育・啓発の推進のため、以下の取組を実施。 ・児童生徒の実態に即し、総合的な学習の時間や特別の教科道德で、子どもの権利の趣旨を踏まえた学習の実施(各学校において実施)。 ・各中学校の生徒会の代表者が参加する「伊丹市中学校生徒会リーダーズセミナー」の実施(8月)。 ・いじめ防止フォーラムにおいて小中高校生が参加し、アンケートの内容やいじめの未然防止等について意見交流を実施(12月)。	(成果) 権利そのものについての学習や自治的、協働的な活動の中で子どもの権利に関して実感を伴った理解を深めることができた。 子どもたちの意見を発表するなど子どもたちの声を聞く機会を持つことができた。 (課題) 子どもたちが権利や義務について主体的に考え、自他の権利を尊重できるような取組を進める必要がある。	中学校生徒会リーダーズセミナーやいじめ防止フォーラムのような自治的、協働的な活動や特別の教科道德を中心とした学習活動を継続し、自他の権利や果たすべき義務に関する取組を進める。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	学校教育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	—	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた

		R6 (2024) 年度の取組
人権教育を通じて子どもの人権侵害の防止を図るため、以下の取組を実施。 ・人権教育は教育活動全般を通じて行うものとの認識をもとに、各小中学校において、人権教育推進全体計画の作成(4月)。 ・上記人権教育推進全体計画を小中特別支援学校人権教育担当者会にて共有した情報交換の実施(4月)。 ・生徒指導担当者会において、いじめ、児童虐待、不登校、SNS やスマートフォンの使用によるインターネット上の人権侵害について等、情報交換や研修の実施(4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、1月、2月)。 ・市内小・中・高等・特別支援学校の全児童生徒に、「みんなで学ぼう！子どもの権利条約」のパンフレット(電子版)の配布(7月)。	(成果) 人権教育推進全体計画のもとに、各小中学校において組織的、計画的に実施することができ、子どもの人権意識の向上を図ることができた。 人権教育担当者会、生徒指導担当者会において、子どもたちの人権の尊重につながる情報交換や研修を充実させることができた。 子どもの権利条約の冊子を活用した授業が行われる等啓発に努めることができた。 (課題) 引き続き、子どもの権利を尊重した取組の推進や教職員への研修を行う必要がある。	人権教育担当者や生徒指導担当者会等を中心に、子どもたちの人権尊重につながる取組の推進及びより効果的な取組に関する情報提供や情報交換を行う。 いじめ等の問題行動の情報交換を行う中で、人権侵害についての啓発の必要性を継続して情報提供していく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

所管課	学校教育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241200 小学生の自然体験事業	
R5 (2023) 年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6 (2024) 年度の取組
子どもの発達段階に応じた人権教育の推進のため、	(成果) 幼児児童生徒の発達段階	「生きる力」を育成するため、体験活動だけで

以下の取組を実施。 ・各学校園において、「伊丹市人権教育基本方針」に沿って、命を大切にする心や自尊感情等「生きる力」を育成するため、幼児児童生徒の発達段階や実態に応じて教育活動全体を通じた学習の実施（通年）。 ・各小学校において、環境体験や自然学校などの自然体験活動を通して、命を大切にする心や自然を大切にする心情を養う事業の実施。 ・各小学校において、アイマスクと白杖などを使ったり、車いすを使って移動したりする体験活動を通して、共に生きる社会についての学習（各小学校において実施）。	や実態に応じて教育活動全体を通じた学習を通じて、命を大切にする心や自尊感情等を育むことができた。 身近な自然環境を大切に守っていこうとする心情を育むことができた。 （課題） 引き続き事前指導、事後指導を含めて活動内容を充実させるとともに、教育効果を高めることを意識した取組を充実させる必要がある。	なく、事前・事後学習についても計画的、意図的に行い、教育効果を高める取組を進める。 総合的な学習の時間や特別活動、各教科等の特性を生かし、横断的な教育課程の編成を図り、共に生きる社会についての学習を進める。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	学校教育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241170 伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
いじめ問題への対応のため、以下の取組を実施。 ・いじめ防止対策推進法に基づき、平成 26(2014)年 4 月に「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定め、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」や「伊丹	（成果） 「いじめ防止フォーラム」をはじめ、様々な取組を実施し、いじめ防止に関して、市民や子どもが自ら考える機会を提供することができた。また、市民や子どもの声を「伊丹市いじめ防止	いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進する。教職員のいじめに対する対応力向上のための研修会等を実施する。子どもの声を反映させたいじめアンケートを実施し、早期対

市いじめ問題対策連絡協議会」、「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置し、これらの組織を活用しながら、全市的にいじめ防止等のためのより実効的な対策の推進(通年)。 ・「伊丹市いじめについて考える強化月間」として、「だんらんホリデー」チラシへのいじめに関する記事の掲載(7月)。 ・様々な立場の人々が参加する「伊丹市いじめ防止フォーラム」を開催し、市民総がかりでいじめに向きあい、協議する場の設定(12月)。	等のための基本的な方針」に反映することができた。 (課題) いじめ防止の取組について、市民や子どもの声を反映させ、より実効性のある取組を進めていく必要がある。積極的認知を継続して進めるとともに、未然防止の取組を強化し、認知件数を減らす取組を並行して行う。	応に努めるとともに、傾向を把握し、未然防止の取組に生かす。 いじめ防止等対策審議会を開催し、いじめ問題への取組の充実を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	学校教育課	
実施施策	243 特別支援教育の推進	
事務事業	243010 伊丹特別支援学校活性化事業 243040 特別支援教育推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
障がいのある児童・生徒への支援のため、以下の取組を実施。 ・学校における医療的ケアの体制整備に努めるとともに、「今後の特別支援教育のあり方」(基本方針)に基づき、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた支援の実施(通年)。 ・伊丹特別支援学校におい	(成果) 令和4(2022)年度から訪問看護ステーションとの委託により、令和5(2023)年度に対象児童が増えた中でも、適切に学校へ看護師を派遣することで、保護者の付添いがない中においても、安心安全な学校生活を送ることができた。個別の教育支援計画や個別の指導	増加傾向にある学校における医療的ケアの体制整備に努めるとともに、「今後の特別支援教育のあり方」(基本方針)の着実な実施に向けて、特別支援学級担任代表者会、コーディネーター担当者会、学校生活支援教員担当者会等を通じて周知し、個々の児童

て、障がいのある子どもに適切な指導・支援を行うための地域のセンター校として実践的な研修の実施。市内教員の専門性の向上を図るとともに、コンサルテーションを実施(通年)。	計画の作成及び活用を啓発することで、通常学級における支援が必要な児童生徒のサポートファイル作成数が増加した。 (課題) 令和 4(2022)年 4 月文部科学省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に基づき、インクルーシブ教育システムの充実に取り組む必要がある。	生徒の教育的ニーズに応じた支援をする。 伊丹特別支援学校においては、障がいのある子どもに適切な指導・支援を行うために、地域のセンター校として実践的な研修を実施し、市内教員の専門性の向上を図るとともに、コンサルテーションを実施し、市内学校園をサポートする。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	学校教育課	
実施施策	242 教育相談・支援体制の充実	
事務事業	242020 SC・SSW 活用事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
問題を抱えている児童生徒やその保護者等の相談・支援のため、以下の取組を実施。 ・スクールカウンセラーを全市立小・中・高等学校に配置し、児童生徒をはじめ教職員や保護者のカウンセリング及びカウンセリング・マインド研修や教育プログラムの実施(通年)。 ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に4人配置し、不登校、虐待、問題行動等の背景に	(成果) 各小中高等学校において、教職員向けのカウンセリング・マインド研修及び児童生徒または保護者向けの教育プログラムを、それぞれ年間2回以上実施し、心のケアの充実に努めることができた。 (課題) いじめ、不登校、問題行動、虐待等の子どもたちを取り巻く様々な課題について、心理面、環境面からの支援を充実させる必要がある。	「ヤングケアラー」も含め、子どもを取り巻く現代的な諸課題等について引き続き、心の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図る。 情報交換会やスーパーバイザーを招いた研修会、その他各種研修会を通じて資質の向上を計り、心理面環境面ともに充実した支援ができるよう努める。

ある学校、家庭における環境改善、課題解決に向け、関係機関と連携した取組の推進(通年)。		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	こども福祉課	
実施施策	211 子どもの虐待防止体制の整備	
事務事業	211020 児童虐待防止事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえたR6(2024)年度の取組
児童虐待の防止を図るため、以下の取組を実施。 ・伊丹市要保護児童対策地域協議会のもと、代表者会議・実務者会議をそれぞれ開催するとともに、個別ケース検討会議(98回)、協議会の構成員を対象とした児童虐待対応専門研修会(1回、45人)を実施。児童虐待報告を299件受理し、処遇検討会議を開催して早期に対応。 ・周知啓発として、児童虐待防止推進月間中に「広報伊丹」に虐待防止啓発の特集を掲載。子育てに悩む保護者を対象とした市民向け講座(2回、82人参加)を実施。 ・対応に苦慮するケースに対する適切な対応方法や機関連携のあり方について、スーパーバイザーを招聘。スーパービジョン回数11回。	(成果) 関係機関と児童虐待の防止、再発への支援に努めることができた。 関係機関へ児童虐待の理解を深めてもらうための研修会を実施し、虐待に対する理解を深めることができた。 児童虐待は前年度に比べ増加しているが、認知した虐待については、早期対応に努め、必要に応じて川西こども家庭センターと連携し、適切な対応を図ることができた。 市民向け講座を実施したことで、児童虐待防止の啓発に繋げることができた。 (課題) 児童虐待のおそれのある児童から困難を抱える妊産婦など、幅広い相談に適切に対応するため、職員の更なる資質向上が課題である。	児童虐待においては、早期発見・早期支援の対応が求められるので、今後も各関係機関と協力・連携し支援を行っていく。 研修会を開催することで、各関係機関の虐待に対する理解を深めることができ、早期発見につながるものと考えているので、継続していく。 市民向けの講座についても、虐待防止の啓発活動として、継続していく。 スーパーバイザーを定期的に招聘し、対応についての検証や助言を受け、職員の資質向上を図っていく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		

人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(4)

所管課	こども福祉課	
実施施策	211 子どもの虐待防止体制の整備	
事務事業	211071 子ども家庭総合支援拠点事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
問題を抱える子どもやその保護者の相談・支援のため、以下の取組を実施。 ・子ども家庭総合支援拠点では、児童虐待等子どもを取り巻く様々な問題に対し、家庭その他からの相談に応じ、必要な援助を実施。	(成果) 令和3(2021)年度より、子ども家庭総合支援拠点事業を開始した。人員を増員したことにより、常時相談対応できる支援体制が強化され、相談件数の増加に対しても適切に対応することができた。 (課題) 多様化・複雑化する相談に対応できるよう、職員の資質向上を継続して行う必要がある。 子ども自身に対しても、自ら相談することができる窓口があるということを周知していく必要がある。 児童福祉法が改正されたことに対し、対応が必要である。	児童福祉法改正に伴い、子ども家庭総合支援拠点事業は廃止し、新たにこども家庭センター運営事業を開始する。 同事業においても、子どもやその保護者に対し、引き続き相談窓口について周知に努めている。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	—	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	こども福祉課	
実施施策	211 子どもの虐待防止体制の整備	
事務事業	211050 子育て支援ヘルパー派遣事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
困難を抱える子育て家庭への支援のため、以下の取	(成果) ヘルパーを派遣し、適切	児童福祉法改正に伴い、「子育て世帯訪問支

組を実施。 ・疾病等により養育と家事の両立が困難な家庭に対して、児童虐待防止の観点から利用を促し、育児支援を実施。	な支援が行えたことで、虐待の未然防止を図ることができた。 (課題) 支援が必要な家庭が利用できるよう、事業の周知が課題である。	援事業」へ名称を変更し、対象者に困難な課題を抱えた妊婦及びヤングケアラー等を加え、所得段階に応じた利用者負担も生じる。 保健センター等関係機関へチラシの配布を行い、周知を依頼する。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業においてもチラシの配布をすることで周知を行う。併せて、定期的に広報伊丹においても事業実施の記事を掲載するなど、周知に努めていく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	—	
人権擁護に関する基本的な方策	(2)	

所管課	こども福祉課	
実施施策	213 ひとり親家庭への支援	
事務事業	213010 母子・父子相談事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえたR6(2024)年度の取組
ひとり親家庭への支援のため、以下の取組を実施。 ・母子・父子相談に応じ、相談者の生活安定のため就労・養育支援等について助言し、問題解決を支援。	(成果) 母子・父子自立支援員を窓口として、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行うことができた。 (課題) 母子・父子自立支援員を相談窓口として必要な支援につなげるために、職員の資質向上が課題である。	様々な相談内容に対する問題解決のために、関係機関と連携し、適切な支援を行う。また、母子・父子自立支援員向けの研修に参加し、職員の資質向上を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	—	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	少年愛護センター	
実施施策	222 子どもの見守りネットワークの整備	
事務事業	222010 青少年街頭補導事業 222020 青少年健全育成・環境浄化事業 222030 青少年健全育成関係広報啓発事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
地域ぐるみでの子どもの 非行の防止等のため、以下 の取組を実施。 ・地域に密着した街頭補導 と「愛の一声運動」の実 施。 ・全市一斉愛護パトロール 等、関係機関・団体との連 携による問題行動の未然 防止の実施。 ・愛護補導連絡会や学校補 導連絡会を開催し、地域 ぐるみの愛護活動の推 進。 ・少年補導委員活動人数延 べ3,979人。 ・「白ポスト運動」による有 害図書の回収や店舗の実 態調査を市民と協働し実 施。 ・毎月10日に広報車による 啓発や、広報紙「センター 通信」等を5,500部発行 し、市民の関心・意識を高 め、DVD等を活用したスマ ホに関する問題の啓発の 実施。	(成果) 「青少年街頭補導活動」 や「白ポスト運動」等を展開 し、子どもの非行防止、健全 育成に寄与することができ た。 「センター通信」を各学 校、警察、自治会に配布し、 青少年の健全育成に関し て、啓発することができた。 また、非行防止ポスター及 びチラシを作成・配布し、地 域の掲示板や公共施設に掲 示する等、非行防止の啓発 に努めた。 (課題) 青少年による SNS トラブ ルの防止や、市内の一部地 域で増加している問題行動 の未然防止に努める必要が ある。	少年補導委員による 「愛の一声運動」を実施 し、地域に密着した挨 拶・声かけを青少年に行 う。 「白ポスト運動」によ る有害図書の回収や店 舗の実態調査を市民と 協働し、実施する。 青少年の SNS トラブル を防止するために、啓発 用 DVD 等を活用した情報 モラル教室を積極的に 各学校で実施する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	少年愛護センター
実施施策	222 子どもの見守りネットワークの整備

事務事業	222050 青少年問題相談事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
悩みを抱える子どもとその保護者の相談・支援のため、以下の取組を実施。 ・「子どもと保護者の悩み相談」による電話・来所・メールでの相談の受付。 ・学校からの依頼によるアウトリーチ型相談活動の実施。 ・なやみ相談クリアファイル作成部数 11,200 枚(小1・3・5 年、中学校、特別支援学校)。 ・なやみ相談カード作成部数 5,720 枚(小2・4・6 年)。 ・電話相談 42 件、来所相談 60 件、メール相談 8 件。	(成果) なやみの相談クリアファイル、なやみ相談カードを作成・配布する等、児童生徒に広く相談事業のPRを行うことができた。悩みを抱える保護者や子ども等からの電話相談等に応じ、相談者の心のケアや状況の改善に努めた。 (課題) 相談内容が複雑多岐に渡るため、相談員のスキルアップを図る研修を充実させる必要がある。	相談窓口について、学校に引き続き周知するとともに、関係行政機関、商業施設等にポスターを掲示するなどして、周知を図る。 相談員のスキルアップのために年度当初になやみ相談研修会を実施する。また、県教委主催の相談対応研修会に参加する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	幼児教育推進課	
実施施策	231 幼児教育・保育の充実	
事務事業	231163 統合保育事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
個別に支援を必要とする幼児が、集団生活の中で他の幼児と共に育ち合い、幼児の成長を促進することを目的として、以下の取組を実施。 ・公立幼稚園 6 園、公立認定こども園 4 施設および公立保育所(園)5 施設、私立保育園 5 施設において、専門スタッフと連携しな	(成果) にじいろ保育実施の私立保育園と共に担当者会で意見交換を行い、インクルーシブ教育の推進を図ることができた。 (課題) 支援を必要とする幼児への具体的アプローチや園内での保育の質の更なる充実が課題である。	新たに私立保育園 1 施設が統合保育事業を開始するため、今までの取り組みに関する情報提供と連携づくりを行っていく。 担当者会で左記課題への各園の検討・実践報告を行い充実に向けた意見交換を行う。 インクルーシブ教育

がら、280 人の児童を対象に、発達状況に応じた支援を実施。		の研修を行う。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	幼児教育推進課	
実施施策	231 幼児教育・保育の充実	
事務事業	231050 幼児教育充実施策推進	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
こども園・幼稚園・保育所(園)における人権教育・啓発の推進ため、以下の取組を実施。 ・自然環境や身近な動植物とのふれあいや、友達とのかかわりやつながり、時にはぶつかる等、保育の中で様々な経験ができるよう計画し、多様性を認め合える心の育成。 ・幼児教育センター主催の幼児教育研修会において、人権をテーマとした(性的マイノリティ、不適切保育防止)研修会を実施。	(成果) 様々な研修及び幼児教育センターアドバイザー訪問等のサポートを通して、各施設にて子ども主体の保育の実践をすすめ、多様性を認め合える心の育成につなげることができた。 (課題) 人権尊重の精神の芽生えを育む保育を実践する人材の育成である。	幼児教育センターアドバイザーによる定期訪問や相談機能を活用し、人権を大切にしたい保育について助言していく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	総合教育センター	
実施施策	242 教育相談・支援体制の充実	
事務事業	242030 教育相談事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
様々な困難を抱える子ども及びその保護者の支援の	(成果) 関係機関と連携し、多様	多様化・複雑化する相談内容に対応するため、

ため、以下の取組を実施。 ・専門相談員による教育相談や発達相談、ことばの支援教室、専門医による医療心理相談、医療発達相談を実施。相談件数 2,693 件。	化、複雑化する相談内容に丁寧に寄り添い、幼児・児童・生徒及び保護者の心の安定を図る教育相談を実施することができた。 (課題) 不登校や家庭における子育て等相談内容の多様化・複雑化に対応する必要がある。	不登校対策に係る連携強化のための伊丹市不登校対策チーム「つなぐ」の共同実施を進めるとともに、研修による相談員の資質向上を図り、幼児・児童・生徒及び保護者の心の安定を図る教育相談を実施する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	保健体育課	
実施施策	252 安全・安心な教育環境の充実	
事務事業	252020 子どもの安全対策推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
児童の危機対応能力や自尊感情の育成のため、以下の取組を実施。 ・市内小学校 4 年生を対象に CAP 講習会を実施(17 校)。	(成果) 危機対応能力育成や、「安心」「自信」「自由」の 3 つの権利を守ることを目指し、児童の自尊感情の育成を図ることができた。 (課題) 開催方法・内容等を引き続き検討する必要がある。	講習会後にお手紙という形で児童の思いを引き出したり、講習内容を事前に学校に伝え、配慮が必要な事項について打ち合わせを行ったりするなど、学校現場からの意見を踏まえ、児童の危機対応能力や自尊感情の育成を図るため、関係機関と連携をとりながら開催方法や内容を工夫する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	次世代育成課	
実施施策	222 子どもの見守りネットワークの整備	
事務事業	222040 青少年問題協議会の運営	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた

		R6(2024)年度の取組
こどもの非行防止や困難を抱える若者を支援するため、以下の取組を実施。 ・青少年問題協議会開催のもと、青少年の非行防止、いじめ防止、困難を有する若者の支援等について、調査、審議と行政機関相互の連絡調整。	(成果) 学識経験者・行政機関・関係団体・公募市民からなる青少年問題協議会を開催し、青少年の非行、いじめ、困難を有する若者に関する現状と対策について審議するとともに、関係機関との情報共有を図ることができた。 (課題) 多様化する青少年問題への対応が必要である。	青少年問題協議会開催のもと、青少年の非行防止、いじめ防止、困難を有する若者の支援等について、調査、審議と行政機関相互の連絡調整を進める。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	社会教育課	
実施施策	215 子育て・家庭教育の支援	
事務事業	215120 家庭教育推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
家庭教育に関する学習機会の増加を図るため、以下の取組を実施。 ・毎月第3日曜日を家庭の日「だんらんホリデー」として、啓発チラシ配布に加えイベントを実施。また公共施設を無料開放し、9,007人が利用。 ・小中学校入学前の保護者に向けた家庭教育学級を実施。小学校入学説明会時1,675人、中学校入学説明会時1,247人が参加。	(成果) 家庭教育学級実行委員会での研修会を実施するなど、家庭教育推進に向けての人材育成に取り組むことができた。 (課題) 家庭教育の啓発方法や実施内容に更なる工夫が必要である。	啓発方法や実施内容を工夫しながら家庭教育学級やイベントの充実を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	(2)	

所管課	公民館	
実施施策	261 多様な学習機会の提供	
事務事業	261050 講座等生涯学習活動支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
家庭の子育て支援の推進を図るため、以下の取組を実施。 ・子育てサロン(4月 - 3月)485人参加。 ・親学サロン「もしかしてうちの子ゲーム依存症かも?～こんな時親ができること」(1月 - 2月)23人参加。	(成果) 子育てサロン、親学サロンともに参加者同士の交流を図ることができた。 (課題) 今どきの子育ての悩みに対応した講座を実施する。	起立性調節障害や、アンダーマネジメントなどをテーマにした講座等を実施する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

(3) 高齢者の人権

高齢者個人の尊厳やその家族の支援のため、認知症高齢者の支援事業の実施や、オレンジフェアの開催など、住み慣れた地域で安心して生活ができる高齢者の人権尊重のまちづくりを推進しました。

また、学校では昔の遊びなどを通じて、児童と高齢者が触れ合う世代を超えた交流により高齢者の尊厳などを理解する人権教育を推進しました。

その他、地域包括支援センターや福祉権利擁護センターでは、高齢者に関する様々な相談に応じ支援するなど、人権擁護に取り組みました。

所管課	地域・高年福祉課	
実施施策	332 地域福祉支援体制 342 高齢者の生活支援	
事務事業	332010 権利擁護支援事業 342010 高齢者虐待防止ネットワーク事業 342030 成年後見制度利用支援事業（高齢者）	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
高齢者の権利擁護推進のため、以下の取組を実施。 ・福祉権利擁護センターにおいて、権利擁護に関する相談支援を実施。相談件数 1,025 件。また法律職と連携した個別支援会議を 45 回実施。 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、高齢者虐待に関する情報共有と対応策等の検討。開催回数 1 回。 ・成年後見人の選任にかかる市長申立 17 件、申立費用補助 2 件、成年後見人に対する報酬補助 21 件。	(成果) 本人や家族、関係機関等から相談を受付けし、必要なケースについて法律職の派遣を実施し、高齢者の権利擁護を推進することができた。 高齢者虐待防止にかかる警察等の関係機関と虐待事例の共有を行うなど、連携体制の強化を行い、早期対応・再発防止を行うことができた。 成年後見人等を必要とする高齢者を支援機関を通じて把握し、成年後見人等の選任に繋げるとともに、申立費用及び後見人等へ報酬を補助することで、高齢者の権利擁護を図ることができた。 (課題) 相談事業の更なる周知や関係機関等との連携強化を	相談支援事業の更なる周知に努めるとともに、高齢者虐待等に関して関係機関との更なる情報共有を図る。 引き続き、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の権利擁護のため、成年後見制度の利用を支援する。

	引き続き進めていく必要がある。	
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	地域・高年福祉課	
実施施策	341 高齢者の健康・生きがいづくりと介護予防	
事務事業	341010 高齢者いきがい活動支援事業 341020 高齢者就労支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度取組
高齢者の社会参加、生きがいづくり、就労支援のため、以下の取組みを実施。 ・補助を通じて老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいと健康づくり活動の支援。 ・高齢者の就業機会を確保し、知識と経験の活用と社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動に対し、補助の実施。	(成果) 老人クラブが実施するスポーツ事業や介護予防事業等を通じて高齢者の生きがいと健康づくりに取り組み、高齢者を支援することができた。また、シルバー人材センターへの支援を通じ、高齢者の社会参加の促進を支援できた。 (課題) 今後も高齢者の居場所の一つとして老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援していく必要がある。	補助を通じて老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがい活動を支援する。 高齢者の就業機会を確保し、知識と経験の活用と社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動に対し、補助を実施する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)	

所管課	地域・高年福祉課	
実施施策	332 地域福祉支援体制の整備	
事務事業	332040 地域福祉活動体制整備事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度取組
福祉のまちづくりの推進のため、以下の取組みを実施。	(成果) 事業所と連携をとりながら、事業所による地域福祉	地域見守り協定事業への登録を促進するため更なる周知に努める。

・地域見守り協定事業への登録を促進するため、ホームページや SNS を活用した周知啓発。 ・地域福祉活動の担い手不足、高齢化等の課題を踏まえ、異業種交流を兼ねた、地域見守り協定の登録「事業所連絡会」を開催。	活動の促進を図ることができた。 (課題) 登録事業所の獲得のため更なる周知活動が必要である。	
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	介護保険課	
実施施策	341 高齢者の健康・生きがいづくりと介護予防	
事務事業	341100 家族介護教室事業 343090 認知症対策事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
高齢者の人権が守られ、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者個人の尊厳やその家族への支援のため、以下の取組を実施。 ・高齢者を介護している家族等を対象に家族介護教室を18回開催、255人参加。 ・認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーター養成講座を31回開催、538人参加。 ・認知症疾患医療センターと共同し認知症の当事者、介護者、支援者等が集う「オレンジフェア」を開催。	(成果) 介護者自身の健康づくりや介護予防、介護の方法、終活、高齢者の心身についての理解を促す内容などの、様々なテーマで介護者に対して啓発・支援を行うことができた。 学校や企業、地域などで認知症サポーター養成講座を開催した。前年度よりも多くの人が受講し、地域における認知症理解を促進することができた。また、認知症の専門医療機関の医師や相談員と連携し、認知症や認知症介護について市民への啓発が促進できた。 (課題) 今後も継続して、介護者	地域包括支援センターや認知症地域支援推進員を中心に職域や地域で認知症サポーター養成講座を開催する。 認知症サポーター養成講座を既に受講した人の中で、認知症の人を支えるボランティア活動を希望する人のためのステップアップ講座を企画、開催し、活動に繋がることができるように支援する。

	への情報提供や、認知症について住民の理解促進への取組みが必要である。	
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	介護保険課	
実施施策	343 介護サービスの充実	
事務事業	343073 地域包括支援センター管理運営事業 343090 認知症対策事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
高齢者に関する相談体制の充実や地域住民がつながり支え合う地域づくりや支援体制づくりのため、以下の取組を実施。 ・9か所の地域包括支援センターと伊丹市地域包括支援センター（基幹型）では、高齢者の権利擁護をはじめとして、介護・福祉サービス、介護予防などの暮らしに関わる様々な相談に対応。認知症に係る相談件数延べ 2,223 件に対応。 ・認知症にやさしい地域づくりをめざすことを目的として、認知症サポーター養成講座を実施。	（成果） 地域包括支援センターが受付けた相談件数は、毎年増加しており、令和 5(2023)年度は 20,555 件であった。地域包括支援センターは、高齢者の介護や福祉、生活等の身近な相談窓口として地域に浸透している。 （課題） 相談内容の複雑化に伴い、引き続き関係機関と円滑に連携し、迅速な相談対応に努める。	高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの更なる周知に努める。また、認知症介護については、認知症疾患医療センター及び地域の医師との連携推進に継続して取り組む。

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	学校教育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241160 「トライやる・ウィーク」推進事業 251040 町の先生制度事業	

R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
世代を超えた交流による高齢者の尊厳などを理解する人権教育のため、以下の取組を実施。 ・小学校において、社会科や総合的な学習の時間に地域の高齢者から昔の話や遊びについて聞く会での交流の実施(各学校において実施月は異なる)。 ・中学校 2 年生を対象とした地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施(11月、12月)。	(成果) 小学校の昔の暮らしを学ぶ学習では、自分たちの暮らす地域の移り変わりを知ることによって地域への関心を高めるとともに、高齢者との交流を通し、地域とのつながりを実感することができた。 トライやる・ウィークでは各中学校において、事業所による 5 日間の体験活動を行うことができた。 (課題) 子どもと高齢者との交流で人権意識の向上を図れるよう、継続的な事業の実施の工夫が必要である。	小学校において、社会科や総合的な学習の時間に地域の高齢者から昔の話や遊びについて聞く会での交流の実施(各学校において実施月は異なる)。 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」において、働くことの意義などに理解を深め、取組の充実を図る。 新型コロナウイルス感染症が令和 5(2023)年 5 月 8 日より 5 類感染症になったことを受け、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施時期を 5 月、6 月に戻して実施する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

(4) 障がいのある人の人権

障害者福祉センター（アイ愛センター）を中心に、障がいのある人に対する理解と認識を深める啓発や、障がいの有無にかかわらず地域交流事業の展開など、人権啓発に取り組みました。

また、障がい者の就労や自立支援をはじめ、障がい者本人の自己決定を尊重し支援する成年後見制度の実施など、障がい者の人権を尊重するまちづくりを推進しました。

その他、伊丹市障害者虐待防止センターでは、障がい者への虐待防止のための相談に応じ支援するなど、人権擁護に取り組みました。

所管課	障害福祉課	
実施施策	352 障がい者の地域生活支援体制の整備	
事務事業	352130 障害者福祉センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
障がいのある人に対する理解と認識を深め、障がいの有無に関わらない地域交流が行えるよう、以下の取組を実施。 ・障害者福祉センター(アイ愛センター)を障害者施策の中核施設として、福祉情報の提供、交流・啓発事業、生活支援事業等、障がい者の自立と社会参加の促進を図る様々な事業を展開。 ・障害者福祉センター機関紙「ポテトサラダ」を発行し、市内各関係機関へ配布。	(成果) 広く市民に自立と社会参加の促進を目指す各種事業の啓発ができた。 (課題) 障害者福祉センター(アイ愛センター)を利用する人が、固定化されている。	これまで、障害者福祉センター(アイ愛センター)を利用していない人に対して、積極的に利用に向けた啓発を実施していく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	障害福祉課
実施施策	351 障がい者の権利擁護と相談支援体制の整備
事務事業	351010 成年後見制度利用支援事業（障がい者） 351040 障害者虐待防止対策整備事業

R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
障がいのある人の自己決定や意思表示の支援のため、以下の取組を実施。 ・成年後見制度利用支援事業では申立費用補助を1件、報酬補助を7件実施。 ・伊丹市障害者虐待防止センターでは73件(前年度57件)の障害者虐待通報を受理し、相談に対応するとともに、障害者虐待防止体制整備のため障害者虐待防止連絡会を開催。 ・施設従事者による虐待のあった事業所に対して、再発防止のため、フォローアップ調査を実施。 ・11月28日に障害者虐待防止フォーラムを開催し、虐待防止法の説明及び報酬改定に伴う運営基準の変更について周知。	(成果) 成年後見制度については、親族等からの申し立てや制度を既に利用している人への報酬補助を適切に行うことで、引き続き地域で自分らしく生活できる体制の支援を行うことができた。 (課題) 事業の周知や関係機関等との連携強化を引き続き進めていく必要がある。	成年後見制度については、適切な補助等を行う。 虐待に関する対応等については、障害者虐待防止連絡会等を活用し事業の周知及び関係機関との連携強化に努める。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	障害福祉課	
実施施策	352 障がい者の地域生活支援体制の整備	
事務事業	352163 障がい者就労支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
障がいのある人の就労や自立を支援するため、以下の取組を実施。 ・障がい者が職業準備性の向上を図るため、市役所等で一定期間、洗車や事	(成果) 就労系事業を通じて、一般就労が困難な障がい者の社会参加を図るとともに、将来の自立に向けた支援を図ることができた。	障がい者それぞれの希望や障害状況等を把握し、適切な支援につなげる。

務作業等の体験を行う障害者就労チャレンジ事業を実施。体験者 10 人。 ・障害者福祉センター(アイ愛センター)の清掃・管理業務について社会福祉協議会への委託により障がいのある人を引き続き雇用し、その他公共施設の清掃・維持管理業務を障害者就労継続支援事業所等へ委託し、障がい者の就労を促進。 ・障がい者就労施設販売力強化事業の共同店舗(ふちばとー)に参加している施設が、市立伊丹ミュージアム内のイベントスペースにて特設販売を実施。 ・市における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達実績は、役務の調達額 17,585,418 円、物品の調達額 827,855 円、全体の調達額 18,413,273 円。	(課題) 障がい者にはそれぞれ個性や障害特性があり、その適性を見極めて支援する必要がある。	
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

所管課	障害福祉課	
実施施策	352 障がい者の地域生活支援体制の整備	
事務事業	352033 障がい者地域生活支援事業 352090 障がい者日常生活支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる環境を	(成果) 各種障がい特性に応じた適切な対応を行うことがで	遠隔手話サービスの利用促進等、コミュニケーション支援の充実を

整備するため、以下の取組を実施。 ・住宅改造助成事業を実施。利用実績 2 件。 ・手話通訳士を市役所に設置。 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施。手話通訳者派遣回数 372 回。要約筆記者派遣回数 111 回。	きた。 (課題) 派遣によらないコミュニケーション支援の充実が課題である。	図り、障がい者の特性に応じた適切な対応を行う。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

所管課	障害福祉課	
実施施策	351 障がい者の権利擁護と相談支援体制の整備	
事務事業	351030 障がい者相談支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
障がいのある人やその家族の相談・支援のため、以下の取組を実施。 ・市内 4 か所に相談支援事業を委託し、障がい者やその家族等からの幅広い相談に応じ、必要な情報提供や生活全般に関する相談支援を実施。相談者 5,330 人。 ・平成 24(2012)年 4 月の改正障害者自立支援法施行により創設された、障害福祉サービス等の利用希望者の相談に専門に応じる指定特定相談支援事業者を指定し、計画相談が受けられる環境を整理。市内指定特定相談支援事業者 18 か所。	(成果) 市内 4 相談支援事業所において、障がい者やその家族からの様々な相談に応じ、適切に支援できた。 (課題) 相談支援従事者の資質向上である。	今後も増加が予想される相談件数に対応するための相談支援に携わる事業所の人材を育成する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		

人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)

所管課	次世代育成課	
実施施策	221 子どもの居場所作りと自立支援	
事務事業	221123 放課後児童くらぶ管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
障がいのある児童の居場所作りと自らの選択と決定により参加することができる活動機会の充実のため、以下の取組を実施。 ・障がい児が児童くらぶを安全に利用できるように支援児加配児童支援員を配置。 ・医療的ケアが必要な児童の受け入れについても、関係機関と連携し受け入れを促進。	(成果) 医療的ケア児の受け入れは、令和4(2022)年度から予算を確保し、希望があれば入所できるように、痰吸引や導尿のための看護師派遣体制を整備した。昨年度1名を受け入れ予定だったが、辞退されたため、実績としては0件である。 (課題) 医療的ケア児の受け入れにかかる予算の確保に引き続き取り組んでいきたい。	支援児加配児童支援員を配置し、良好な保育環境の確保に引き続き努める。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

(5) 同和問題

歴史的経緯を含めた同和問題の正しい理解の促進と差別解消に向け、特に若い世代に対して差別の現実を知ってもらえるよう、当事者である30代講師自身の体験から学ぶ市民・職員向け人権啓発研修会を実施しました。また、伊丹市人権・同和教育研究協議会においては全国水平社創立100周年を記念して製作・公開された映画「破戒」の上映会の実施など、様々な手法を通じて人権意識・知識の向上を図りました。

人権啓発センターでは、市民団体等との協働により、地域と行政の同和問題への取組の歴史を解説した「常設展示」を新たに設置したほか、ふれあいセンターなどの施設の特性を活かした事業の実施や、識字学級の実施、ジョイントクラブといった体験型人権学習事業の実施など、いわゆる同和地区に対する偏見や差別意識の解消及び住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして事業に取り組み、地域や様々な立場の人に人権を学ぶ機会を提供しました。

所管課	人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
いわゆる同和地区に対する偏見や差別意識を解消するため、以下の取組を実施。 【ふれあいセンター事業】 - 健康体操やビリヤード・囲碁・将棋、健康生活講座などを通して、高齢者が集い、人権と健康を大切にする「ふれあい交流の場」としての事業を実施。利用者数 5,852 人。 【ぎょうぎ温泉事業】 - 市民の健康維持および地域交流を目的とした公衆浴場を運営。利用者数 26,101 人。	(成果) ふれあいセンターにおいては、健康体操や趣味実技などの定例事業に加えて、視聴覚教材を活用した人権学習会を開催することで、お互いの立場を認め合い、人権を大切にすることを再認識する場を提供するなど、市民の人権意識の向上を図ることができた。 (課題) 既存の利用者の確保および新規開拓を行い、利用者数を回復させ、様々な交流・啓発事業を通して、より多くの市民の人権意識の醸成を図ることが課題である。	施設の特性を活かし、自身の人権が守られ、相手の人権も大切にできる心を育てる場として、定例事業を継続しつつ、人権学習会などの啓発事業を実施する。そしてふれあいセンターの意義・存在を広く市民に周知する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
人権啓発の住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、人権問題解決のため、以下の取組を実施。 【人権センター】 ・識字教室、パソコン教室などの人権文化市民講座を実施。延べ参加者数 268 人。 ・市民団体等との協働により、地域と行政の同和問題への取組の歴史を解説した「常設展示」を設置する。 【児童館】 ・小学生を対象とした「スマイルクラブ」「三味線クラブ」などの「ジョイントクラブ」、など体験型人権学習事業を実施。延べ参加者数 1,147 人。 ・保護者対象の「きらり学舎」（延べ参加者 50 人）、家庭・地域・学校・行政対象の『「ふらっと」人権学習会』（延べ参加者数 157 人）、大人向けの三味線講座（延べ参加者数 153 人）を実施。	（成果） 人権センターにおいては、あらゆる世代を対象に、人権学習の手法を取り入れた啓発を目的とした、様々な形の体験型学習事業を展開した。 人権フェスティバル開催時に、従来の展示発表に加えて「常設展示」を披露し、人権センターにおける学習の選択肢を充実させることができた。 児童館においては、家庭だけではなく、地域や年代を問わず様々な立場の人たちが人権について学び、意見交換し、人権感覚を磨くことができた。 （課題） 事業内容の更なる充実とPRにより参加者を増やし、年代を問わず多くの市民の人権感覚を向上させることが課題である。 「常設展示」について、現状の内容を市民団体等との会議で再検討し、補足・充実させ、展示事業について広く市民に周知する必要がある。	人権啓発の拠点として、広く市民が人権について学び、語り合える事業を展開する。 また、より多くの市民が集い、年齢層を問わず参加者が気づき学べるような工夫を取り入れた啓発事業を行う。 市民が来館時いつでも人権の歴史等について学習できる「常設展示」について、分かりやすさ、内容の充実等について検討する。 また、ちらしやホームページ等による市民周知を行い、人権センターにおける同和問題、部落差別解消への啓発資料のひとつとして位置付ける。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(3)	

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
同和問題に対する正しい理解を広げるため、以下の取組を実施。 ・同和問題をはじめ、様々な人権問題に関するパネル展を開催(5、10、12月)。 ・市民・職員向け人権啓発研修会「演題：私からはじめる 私たちの多様性社会、講師：三木幸美（〈公財〉とよなか国際交流協会職員）」を実施(1月)。参加者数 55 人。 ・本人通知制度の周知のため、自治会回覧の実施(5月)やイオンモール伊丹 昆陽デジタルサイネージへ掲載(12月)、市民課封筒及び庁内デジタルサイネージへ掲載(通年)。本人通知制度登録者数 330 人。	(成果) 研修会では、30 代の当事者を講師として招くことで、若い世代に同和問題を身近な問題として捉えてもらうことができた。 本人通知制度では、自治会回覧を行うことで、前年度新規登録者数 42 人に比べ約 1.5 倍の新規登録者数(65 人)を増やすことができた。 (課題) 同和問題の現状と課題の理解の深化のため、わかりやすい研修内容の設定と、より多くの市民に関心をもってもらう啓発の工夫が必要である。	同和問題の抱える課題を踏まえた研修内容を設定し、同和問題を身近に感じていない市民に対してもわかりやすい内容となるよう、事業を実施していく。 また、様々な手法や機会を通じて市民に啓発していく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	研修厚生課	
実施施策	632 人材育成	
事務事業	632020 職員研修事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
市職員に対して歴史的経緯等を含めた同和問題の正しい知識の取得のため、以下の取組を実施。	(成果) 新規採用職員と新任主任職員の同和問題の人権意識・知識の向上を図ること	他部局や関係機関と連携しながら内容や実施方法を調整し、職員の人権意識・知

・新規採用職員対象の人権研修（伊丹市人権啓発センターにて、人権啓発指導員を交え、同和問題について学ぶ）を実施（10月）。参加者数 51 人。 ・新任主任職員対象の人権研修（講師：三木幸美（とよなか国際交流協会職員）より「私からはじめる私たちの多様性社会」というテーマで受講）を実施（1月）。参加者数 33 人。	ができた。 （課題） 他部局や関係機関と連携し、実施内容や方法をどのように設定するか検討が必要である。	識の向上を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	総合教育センター	
実施施策	244 教職員の資質向上	
事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
教職員に対して歴史的経緯等を含めた同和問題の正しい知識の取得のため、以下の取組を実施。 ・教職員の人権教育推進に向けた指導力の向上のため、新規採用教員等人権教育研修会を実施。(7月、10月) 参加人数 146 人。	（成果） 研修会の実施により、教職員の人権意識の向上を図ることができた。 （課題） 今後も継続的に、教員の資質を高めるための研修を実施していく必要がある。	同和問題をはじめとする多様な人権問題に対する研修を実施する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組

同和問題をはじめとする様々な人権問題の差別解消に向けた市民団体の取組を支援するため、以下の取組を実施。 ・伊丹市人権・同和教育研究協議会の各部会で同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する研修会の実施の支援。 ・伊丹市人権・同和教育研究協議会において、全国水平社創立 100 周年を記念して製作・公開された映画「破戒」鑑賞の特別研修会の実施の支援。	(成果) 伊丹市人権・同和教育研究協議会の各部会での研修会や研究大会で、当該協議会の設立の経緯が同和問題を解決していくためのものであったことを見つめ直したほか、特別研修等を実施するなど、同和問題についての理解を更に深めることができた。 (課題) 本市の人権尊重のまちづくりの実現のため、様々な人権問題の現状と課題を知る機会を提供していく必要がある。	伊丹市人権・同和教育研究協議会の各部会において、研修を実施し人権意識・知識の向上を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

(6) 外国人の人権

民族や国籍、言葉、習慣等の違いによる偏見・差別を生まないために、多文化共生に関する講演会やパネル展の開催、日本人と外国人との交流会の実施など、市民の多文化共生の意識づくりや異文化理解の促進を図りました。

また、特に若い世代に対して外国人の差別の現実を知ってもらえるよう、当事者である30代講師自身の体験から学ぶ市民・職員向け人権啓発研修会を実施しました。

学校では国際友好都市の中国・佛山市とのオンライン交流会の実施など、児童生徒に対する相互理解と人権尊重の意識を養う多文化共生教育を推進しました。

外国人のための相談・生活支援として多言語に対応したテレビ電話通訳サービスの活用や、「やさしい日本語」によるわかりやすい情報の提供を行いました。また、市民団体等と連携して、日本語の理解が不十分な外国人に対する日本語教室の開催など、外国人が孤立することなく安心して生活できるまちづくりを推進しました。

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進 291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業 291013 多文化共生啓発・交流等事業 291030 市民活動支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
多文化共生意識の向上を図るため、以下の取組を実施。 - 外国人の人権と多文化共生の意識啓発講演会(講師：京都精華大学教授 ウスビ・サコ、テーマ：グローバル化のなかの多様性と多文化共生の役割を考える-私の個人的な経験に基づいて-)を開催。参加30人(12月)。 - パネル展や異文化理解講座を開催、集客型の多文化共生イベント(つながる！ひろがる！みんなの文化～共に生きる多文化のまち～)を開催。延べ参加者913人(10、12、1月)。 - 日本語ボランティア養成講座等を開催。延べ参加者34人(10、11月)。	(成果) 市主催による多文化共生意識啓発講演会や、日本人市民を対象とした、やさしい日本語や在留資格の講座等を実施し、多文化共生の意識の啓発を行うことができた。 (課題) より多くの人々に事業参加してもらい、多文化共生や外国人の人権に関する意識づくりを行う必要がある。 市内で生活する外国人が増えていく中、外国人市民を対象とした日本語教室における、日本語ボランティアの確保、並びに次世代育成について検討する必要がある。	引き続き、市主催事業はもちろん、任意団体と協働し、外国人市民に対し偏見・差別を生み出さないよう、多文化共生や外国人の人権啓発事業に取り組んでいく。 外国人市民の文化・言葉などを通じて異文化理解ができる事業を市民団体と協働で実施する。 市民活動支援事業のうち、日本語ボランティアの養成は、経験者の学び直しの機会を提供するとともに、新たなボランティアを発掘・育成できるように、養成講座の内容を日本語ボランティア

・やさしい日本語や在留資格に関する市民向け講座を実施。延べ参加者数 50 人(9、10 月)。 ・ヘイトスピーチをはじめ、様々な人権問題に関するパネル展を開催(5、10、12 月)。 ・市民・職員向け人権啓発研修会「演題：私からはじめる私たちの多様性社会、講師：三木幸美（〈公財〉とよなか国際交流協会職員）」を実施(1 月)。参加者数 55 人。	ある。	アが学びたい内容となるようニーズを把握し、周知について工夫しながら、市民の関心と協力を広げる。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291013 多文化共生啓発・交流等事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
外国人と日本人の交流促進を図るため、以下の取組を実施。 ・スピーチ大会や日本文化等をテーマとした、外国人と日本人の交流会を実施した。参加 179 人(5、7、12、2 月)。	(成果) 外国人市民と日本人市民が交流会を通じて、双方の文化や知識を学ぶことで、異文化理解の促進ができただけでなく、外国人の孤立防止や居場所づくりとなった。 (課題) 定期的に交流会を継続して実施するだけでなく、民生委員・児童委員など地域で活躍する市民にも参加してもらうことで、外国人市民の現状などを知ってもらう必要がある。 既存事業を活用するなど、より外国人に参加して	引き続き、定期的に交流会を実施するだけではなく、既存事業の活用はもちろん、民生委員等に参加してもらうよう呼びかけていく。

	もらえる仕組み作りが必要である。	
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291020 外国人生活支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
外国人の相談対応、日本語学習、情報提供等、生活を支援するため、以下の取組を実施。 ・テレビ電話通訳システム等を活用し、外国人の相談対応を実施。相談件数88件(通年)。 ・市民団体と協働で、日本語教室を開催。参加延べ人数2,712人(外国人学習者1,386人、ボランティア1,326人)。 ・自動翻訳システムを用いて、市ホームページの翻訳サービス(英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語)を提供。アクセス数1,845件(通年)。	(成果) テレビ電話や翻訳機の活用により、外国人が相談しやすい環境となってきた。また、関係機関の担当窓口と適切に連携することで、外国人支援を行うことができた。 言語支援員を必要とする児童生徒と保護者へ学校を通して外国人相談窓口と日本語教室の周知を行い、外国人にとって身近な相談窓口となるよう啓発することができた。 日本語教室は、外国人市民の日本語能力の向上と繋がりづくりに寄与することができた。 (課題) 市内の外国籍人口(参考：R5(2023)年度末3,515人)が増加傾向にあるため、相談窓口のより一層の周知や関連部署・機関との更なる連携と情報共有が必要である。 日本語教育を受けずに入国した外国人や、外国人児	外国人の相談窓口は、多言語対応を継続し、より一層の周知が必要である。関係部署、機関等との連携に努めていく。 日本語教室は、市内で生活する外国人が増えていく中、市民団体と連携し、外国人学習者の日本語能力に応じた、きめ細かな学習内容を計画し、提供する必要がある。 市ホームページの翻訳サービス対応言語数について、ベトナム語とネパール語を追加する。

	童生徒に対する支援について情報を収集する。 市ホームページの翻訳サービスについては、市内の人口が特に多い国籍に対応した言語の追加が必要である。	
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

所管課	学校教育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241220 佛山市学生代表団受入及び中学生派遣事業 241340 外国人児童生徒等受入事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
多文化共生教育の推進のため、以下の取組を実施。 ・市内小・中・特別支援学校国際理解教育担当者会において、各校の状況を共有(9月)。 ・国際友好都市の中国・佛山市との交流について、西中学校においてオンライン交流会を実施(1月)。 ・日本語指導や適応指導を必要とする外国人児童生徒が在籍する学校園に対して言語支援員を派遣し、個別指導及び同室複数指導を行うとともに、心のケア等の支援を実施(通年)。 ・指導員14人を、小学校12校、中学校5校に派遣し児童生徒対象に日本語指導・適応指導を実施(通年)。	(成果) 各校において、特別の教科道徳、各教科、総合的な学習の時間において、諸外国の料理や遊びによる体験学習や調べ学習等を通して、多文化共生教育を推進した。 コロナ禍により、佛山市からの受入及び本市からの派遣が中止できない中、オンラインでの交流会を計画・実施し、お互いの生活や文化について認識を深めることができた。 (課題) 国際理解教育において、各校の取組の情報共有を中心とした小・中学校の連携が必要である。 更に両市の学生間交流が深まるようなプログラムの充実や、派遣や受入ができ	各学校においては、道徳や総合的な学習の時間等において計画的・系統的に国際理解教育を実施し、差別や偏見を取り除き、正しい認識のもと、外国人児童生徒が自らの民族に誇りを持ち生活できるよう、一人ひとりが理解・尊重し合える学校・学級づくりを推進する。また、今年度から、秋に佛山市からの受入、3月に本市からの派遣を再開する。 今後も、日本語指導や適応指導を必要とする外国人児童生徒が在籍する学校に対して言語支援員を派遣し、日本語指導が必要な児童生徒とその保護者が生活面・学習面において円滑に適応できるよう、支援を行っていくとともに、

	ないときの交流方法の研究が必要である。 支援が必要な言語の多様化や、年度途中の編入に対応できるよう、指導員の更なる人材確保が必要である。	すべての児童生徒が自分の国や文化に誇りを持ち、他国の文化を受け入れ、豊かに共生できるよう、国際理解教育も推進する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	研修厚生課	
実施施策	632 人材育成	
事務事業	632020 職員研修事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
市職員に対して歴史的経緯等を含めた在日問題の正しい知識の取得及び多文化共生を推進していくため、以下の取組を実施。 ・新規採用職員対象の人権研修「講師：岩城あすか（箕面市国際交流協会）、多文化共生・やさしい日本語についてワークを通じて学ぶ）を実施(7月)。参加者数 60 人。	(成果) 新規採用職員の外国人の人権尊重や多文化共生の意識向上を図ることができた。 (課題) 他部局や関係機関と連携し、実施内容や方法をどのように設定するか検討が必要である。	他部局や関係機関と連携しながら内容や実施方法を調整し、職員の人権意識・知識の向上を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

(7) インターネットによる人権侵害

子どもの情報モラル育成のため、生徒指導担当者会において SNS やスマートフォンの使用によるインターネット上の人権侵害の情報を共有したほか、児童生徒に対して悩み相談チラシを配布し、広く啓発を行いました。

インターネットモニタリング事業については、解放盆踊り並びに人権フェスティバルの実行委員に対してインターネットモニタリング研修会を実施したほか、新たに人権啓発資料「STOP！ネットハラスメント」を作成し、学校園や人権イベント時に配布するなど、様々な手法や機会を通じてインターネット上の人権侵害に対する市民・職員の意識の向上を図りました。

所管課	同和・人権・平和課/人権啓発センター/人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業 271050 人権擁護・相談支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
インターネット上の人権侵害事象に対応をするため、以下の取組を実施。 ・インターネット掲示板上の差別書き込み等の早期発見と拡散防止を図るため、インターネット掲示板のモニタリングを実施。年間 72 回/3 課。 ・削除要請に当たっては、法務局と連携して対応。削除要請 16 件、内 7 件削除、内 4 件削除不可、内 5 件未削除。 ・インターネット上の人権侵害の現状等を踏まえた内容の新任職員研修を実施(4月)。 ・解放盆踊り及び人権フェスティバル実行委員会に対してインターネットモニタリング研修会を実施(7、8月)。 ・まちづくり出前講座「インターネットと人権」を実	(成果) 新たに人権啓発資料「STOP！ネットハラスメント」を作成し、様々な手法や機会を通じてインターネット上の人権侵害に対する人権意識の向上を図ることができた。 (課題) 差別書き込みはあらゆるサイトに存在する可能性があるため、多角的な検索方法などのスキルアップが必要である。 市民に対して、差別書き込み防止のための啓発をしていく必要がある。	インターネットは即時性・拡散性があり、差別書き込みへの早期対応はとても重要であるため、担当職員間で連携し、より多くの職員がモニタリング事業に関われる仕組みづくりを行う。 人権啓発資料「STOP！ネットハラスメント」を活用し、様々な機会を通じて市民に対して啓発していく。

施(9月)。 ・新たに人権啓発資料 「STOP! ネットハラスメント」を作成し、学校園や 人権イベント等で配布、 庁内デジタルサイネージ に掲載。		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	(4)	

所管課	学校教育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241170 伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
子どもの情報モラル育成 のため、以下の取組を実施。 ・生徒指導担当者会におい て、SNS やスマートフォン の使用によるインターネ ット上の人権侵害につい て等、情報交換の実施(4、 5、6、7、9、10、11、1、 2月)。 ・SNS 悩み相談チラシの配布 (4月)。 ・警察等関係機関からの啓 発チラシなどの配布。	(成果) 生徒指導担当者会にて、 インターネットによる諸問 題や SNS トラブルの実際の 事例を共有し、正しい使い 方など情報モラルの育成を 進めていくことについて共 通理解できた。 (課題) 家庭でのルール作りやネ ットいじめなどの防止に向 けて周知を図っていく必要 がある。	「伊丹市ネットいじ め対応マニュアル」など の啓発を行い、子どもを 取り巻くスマートフォ ンやインターネットに 係る諸問題に対して、被 害防止のための取組を 進める。 いじめアンケートで ネット上での発生傾向 を知り、未然防止の取組 に生かす。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

(8) 性的指向・性自認に関する人権侵害

性の多様性について多くの人が認識し理解を深めるため、学校教育においては、学習指導案並びに教材を作成し、小学校、中学校の児童生徒に授業を実施するなど、人権教育を推進しました。

また、性の多様性に関する啓発パネル展の開催や、特に若い世代に対して性的マイノリティの人々が抱える悩みや差別の現実を知ってもらえるよう、当事者である講師自身の体験から学ぶ市民・職員向け人権啓発研修会を実施し、性の多様性に関する問題を身近な問題の一つとして学ぶ機会を提供しました。

その他、「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」は、新たに3市（丹波市、丹波篠山市、淡路市）と協定を拡大し、更には兵庫県域を超えて大阪府域と京都府域との「パートナーシップ制度自治体間連携」では、令和6（2024）年4月から開始できるよう協議を行いました。

男女共同参画センターでは、性的指向や性自認に関する様々な相談に応じるなど、人権擁護に取り組みました。

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
性の多様性に関する啓発と理解促進のため、以下の取組を実施。 ・既存の阪神7市1町とのパートナーシップ連携協定に新たに丹波市、丹波篠山市、淡路市を加え連携協定を締結(4、1月)。 ・兵庫県域を超えて、大阪・京都間との「パートナーシップ制度自治体間連携」を令和6(2024)年4月から開始できるよう調整。 ・様々な人権問題に関するパネル展を開催(5、10、12月)。 ・市民・職員向け人権啓発研修会「演題：性の多様性を知る～違いを認め合える社会へ～、講師：大久保暁	(成果) 連携協定では、更なる性の多様性の理解促進を図ることができるよう、他自治体との連携の拡大を図ることができた。 研修会では元教員である性的マイノリティ当事者を講師に招き、新任教職員研修とも兼ねて実施したほか、伊同教企業部会の各企業の参加もあり、より多くの人の人権意識の向上を図ることができた。 (課題) いわゆる「LGBT 理解増進法」が施行されたため、法の周知をはじめ、性の多様性の現状と課題の理解の深化のため、様々な問題に焦点を当てた内容を検討してい	性的マイノリティの人々が抱える問題については、当事者を講師に招き、わかりやすく伝える研修内容を実施する。 また、多くの市民参加が得られるよう、地域や企業等に対する啓発手法を検討し、更なる周知を図り実施する。

(暁 project 代表)」を実施(10月)。参加者数85人。 ・市民・職員向け人権啓発研修会の開催について伊同教企業部会へ周知。 ・人権啓発資料「性の多様性ってなあに？」を一部改訂し、人権イベント等で配布(7月)。 ・「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」を庁内デジタルサイネージに掲載(通年)。	く必要がある。 より多くの参加が得られるよう、啓発の手法を検討する。	
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	男女共同参画課	
実施施策	281 男女共同参画の推進	
事務事業	281030 男女共同参画センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえたR6(2024)年度の取組
セクシュアルマイノリティに関する様々な相談に対応するため、以下の事業を実施。 ・男女共同参画センターにおいて、本人や関係者からの相談などセクシュアルマイノリティ相談を実施(毎月2回の電話相談、随時受付を行うメール相談を実施)。相談件数78件、内メール相談3件。	(成果) 専門の相談員による電話相談とメール相談を実施するなど相談体制を整え、相談者に寄り添った相談対応を行うことができた。 (課題) 引き続き相談窓口の市民認知をさらに広げるため、相談窓口に関して、様々な機会を通じ周知啓発を行う必要がある。	相談窓口について、センター利用者への周知やSNSでの投稿など様々な手法を活用し、更なる周知啓発を図る。 また、メール相談の利便性を向上させるため、システムを更新していく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(3)	

所管課	学校教育課
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成

事務事業	—	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
子どもの性の多様性の理解を促進するため、以下の取組を実施。 ・性的指向・性別違和に対する差別解消を目指し、学習指導案並びに教材を作成し、小学校(低学年・中学年・高学年)、中学校(1年生)の児童・生徒対象の授業の実施(各学校において実施月は異なる)。	(成果) 性の多様性にかかる授業について、全小中学校で実施することで、性的指向・性別違和に関する理解を広げることができた。 (課題) すべての児童生徒が性の多様性に関して発達段階に応じた取組を継続する必要がある。	小学校で採択された教科用図書に性の多様性に係る内容が入っており、性の多様性に係る授業の継続及び、他の人権問題に関する周知を図る。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)	

(9) 感染症に関する人権侵害

感染症に関する正しい知識や情報の発信を実施していくため、新型コロナウイルス感染症等に係る偏見や差別防止の啓発を実施したほか、児童生徒に対して正しい知識の普及・啓発をするなど、広く市民に対して人権教育・啓発を推進しました。

所管課	人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
感染症に関する正しい理解への啓発のため、以下の取組を実施。 ・人権センターにて、ハンセン病患者への理解を深める啓発冊子の布置、新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別防止に関するパネルを常時展示。	(成果) 感染症に関する資料等を常時布置・展示をすることで、感染症への偏見・差別防止を市民に周知することができた。 (課題) 感染症に関する正しい情報を提供し、誤認識による偏見や差別を解消する取組を行う必要がある。	市民生活に大きな影響を及ぼしている感染症に対する正しい理解を求め、偏見や差別を解消する継続的な取組を行う。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)	

所管課	保健体育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241320 健康教育推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
児童生徒の正しい知識の普及・啓発のため、以下の取組を実施。 ・「性に関する指導」等の研修会の充実。 ・「ほけんだより」等を通じて、子どもたちに正しい知識・情報を伝達。 ・「H I V検査普及週間」及び「エイズ予防月間」の活	(成果) エイズをはじめとする感染症の予防と、患者・感染者に対する偏見や差別をなくすよう正しい知識の普及・啓発を図ることができた。 (課題) 感染症への更なる知識の普及・啓発を行うため、研修会や各種取組の充実を図っ	健康教育の方法や内容等を工夫し、更なる知識の普及・啓発を行うことで、差別や偏見等の人権問題の防止を図る。

用。 ・「世界エイズデー」ポスターコンクールの周知。	ていく必要がある。	
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

(10) その他様々な人権

犯罪被害者支援については、自治会回覧等で制度周知を行ったほか、犯罪被害者週間に合わせて「ホンデリング」を実施するなど、様々な手法や機会を通じて啓発しました。

拉致問題についての現状に対する認識を深める機会として、パンフレットの布置やポスター掲示、市ホームページにおいて、「拉致問題解決のための署名活動」を掲載し、署名用紙のダウンロード及び「救う会」ホームページをリンクし、市民へ啓発しました。

自殺予防対策の推進のため職員を対象にゲートキーパー養成研修の実施や、公民館での様々な人権に関するイベントの実施など、人権教育・啓発を推進しました。

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	132 地域防災力の強化	
事務事業	132040 犯罪被害者等支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
犯罪被害者支援のため、以下の取組を実施。 ・自治会回覧(9月)や市ホームページ等による制度周知(通年)。 ・様々な人権問題に関するパネル展を開催(5、10、12月)。 ・犯罪被害者週間イベント「ホンデリング」の実施(11月)。本・DVD等の寄附数 1,416 本、寄附額 24,738 円。 ・犯罪被害者の支援を実施。制度申請者数 1 人。	(成果) 様々な機会を通じて、本制度を周知した結果、ホンデリングの寄附数や寄附額は前年度を上回ることができ、広く市民に当該制度を周知することができた。 (課題) 様々な機会を通じて、更なる啓発をしていく必要がある。	人権に関するイベントなど、様々な機会を通じて啓発をしていく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組

北朝鮮拉致問題への関心と認識を深めるため、以下の取組を実施 市ホームページにおいて、「拉致問題解決のための署名活動」を掲載し、署名用紙のダウンロード及び「救う会」ホームページをリンク(通年)。	(成果) 市ホームページに掲載することで、閲覧する市民に対して周知することができた。 (課題) 様々な機会を通じて、啓発をしていく必要がある。	人権に関するイベントなど、様々な機会を通じて啓発をしていく。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組
北朝鮮拉致問題への関心と認識を深めるため、以下の取組を実施。 - 政府拉致問題対策本部提供の「北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国実現に向けて！」等のパンフレットを布置。 12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間におけるポスターを掲示し、拉致問題の現状や政府の動向について啓発を実施。	(成果) 年間を通じて、市民への継続的な啓発を行うことができた。 (課題) 政府レベルの人権問題であるが、市民に対しても周知すべき重要な課題である。各種資料の掲示等だけではなく、講演会の開催を行う必要がある。	市民にとって重要な人権問題として、各種展示を継続し、拉致問題に関する視聴覚教材(DVD)のPRを行い、啓発を行う。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	健康政策課	
実施施策	313 正しい健康知識の普及啓発	
事務事業	313010 成人健康教育事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R6(2024)年度の取組

ゲートキーパーとしての役割を担うことができる職員の育成のため、市職員対象の研修等を実施。 ・5月に庁内連携会議にて自殺予防対策（自殺対策の考え方、自殺の現状、児童生徒の自殺対策）について報告。 ・10月広報特集号では、知識の普及を促すため、ゲートキーパーとしての話の聞き方について掲載。 ・ゲートキーパーとしての役割を担うことができる職員の育成を目的に集合形式で、1月に市職員対象のゲートキーパー養成研修を実施。参加者数 41人。	(成果) 職員一人ひとりが、市のあらゆる業務が自殺対策につながるという意識を持つことの重要性について伝えることができた。 また、ゲートキーパー研修では市民対応を想定したロールプレイを行い、窓口で実践できる具体的な傾聴方法等を職員に伝えることができた。 (課題) 研修で学んだ内容を実際の場面で活かすことができるよう、今後も効果的な研修を継続する必要がある。	職員がゲートキーパーとしての役割を担うことができるよう、いのちの門番としての心構えと対応のスキルを学ぶことのできる研修を引き続き実施する。
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)	

所管課	公民館	
実施施策	261 多様な学習機会の提供	
事務事業	261050 講座等生涯学習活動支援事業	
R5(2023)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえたR6(2024)年度の取組
様々な人権を考える機会として以下の取組を実施。 ・SDGs映画会(4月-3月)137人参加。 ・人権映画上映会「さとにきたらええやん」(12月)18人参加、「ゆめパのじかん」(12月)24人参加、人権パネル展「子どもの権利について」(12月)937人参加、人権講演会「誰もが	(成果) 夜間に開催することで、昼間に参加しにくい人にも参加していただくことができた。 (課題) より市民の関心の高いテーマに設定が必要である。	アサーション、ルッキズム、メディアリテラシーをテーマにした講演会等を実施する。

自分らしく生きることができるために～子どもの権利条約を知る～」（12月）16人参加、対談「子どもが生きる力を育むために大人ができること」（12月）17人参加。 ・火曜アフタヌーンシアター「ヤヌシュ・コルチャック」（12月）25人参加。 ・人権セミナー「生きづらさって何だろう研究所」（9月・11月）46人参加。		
伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

伊丹市人権教育・啓発白書 令和 5(2023)年度事業内容

令和 6(2024)年 ●月 発行

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課

T E L : 072-784-8077 F A X : 072-780-3519

伊丹市 教育委員会事務局 人権教育室

T E L : 072-784-8113 F A X : 072-780-3519